

福井県と軽井沢町との相互発展に向けた連携に関する協定書

福井県（以下「甲」という。）と軽井沢町（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、甲乙それぞれの地域のより一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

第1条 目的

この協定は、甲と乙が相互に緊密に連携し、協力することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の活性化および県民・町民サービスの向上を図ることを目的とする。

第2条 連携事項

甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 観光・経済交流に関すること。
- (2) 文化・スポーツ・学術交流に関すること。
- (3) その他、地域の活性化、県民・町民サービスの向上に関すること。

第3条 協定の見直し

甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

第4条 期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。期間満了の1か月前までに甲または乙から書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

第5条 協議

この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月17日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県知事

杉本 達治

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉

2381番地1

軽井沢町長

藤巻 進